

患者の権利

鴨川市立国保病院は、当院を受診される皆様が以下の権利を有することを確認し、尊重します。

1. いかなる状況にあっても人間としての尊厳をもって医療を受ける権利
2. 差別なしに最善な医療を受ける権利
3. 自らの心身の状況に関わる情報について十分な説明を受ける権利
4. 十分な情報を得たうえで、自らの意思で医療を受ける、あるいは拒否する権利
5. プライバシーが守られる権利
6. 他の医療者（セカンドオピニオン）の意見を求める権利
7. 意識がない、あるいは判断能力を欠く場合、代諾者に決定を委ねる権利
8. 健康教育を受ける権利

患者様に守っていただくこと

最善の医療はチーム医療の中で行われます。患者様自身がチームの一員として参加していただくために以下のことをお願いします。

1. 自らの健康に関する詳細な状況を正確に伝える。
2. 治療や検査など治療方針について十分理解したうえで合意し、理解、合意できない場合は明確に意思表示する。
3. 医療が安全、効果的に実施できるように患者確認をはじめ診療行為に協力する。
4. 病院内では当院の規則、公共のルールを守って他者の迷惑にならないようにする。
5. 医療費の支払い請求には速やかに支払う。